

令和8年度  
東松島市婚活事業（出会いイベント開催）  
委託業務に係る簡易公募型プロポーザル  
募集要領

# 東松島市 総務部 市民協働課

## 令和8年度東松島市婚活事業（出会いイベント開催）委託業務に係る 簡易公募型プロポーザル募集要領

### 1 趣旨

本市が実施する「令和8年度東松島市婚活事業（出会いイベント開催）委託業務」を委託するにあたり、簡易公募型プロポーザル方式により、優れた企画提案及び能力を有し、最も適格と判断される事業者を選定するにあたり、必要な事項を定める。

### 2 業務及びプロポーザルの目的

将来の人口減少対策の一環として、少子化対策や定住化対策が必要となっており、本市では、少子化の一つの要因である未婚化・晩婚化の進行に歯止めをかけることを目的として、平成27年度から婚活イベントの開催や婚活支援に係る情報の提供等を行ってきた。

令和8年度においても、国の地域少子化対策重点推進交付金を活用し、結婚を希望する独身の男女に対して、出会いの場を創出することで交際への気運醸成、成婚に繋げる可能性を高めるとともに、参加者が本市の魅力を体験、発見できる出会いイベントとすることで、結婚後の新生活の場として本市を選択し移住定住の促進等に繋げること及び観光交流人口の拡大などの波及効果に繋げることを目的として、令和8年度東松島市婚活事業（出会いイベント開催）委託業務を実施する。

これらの取り組みを効果的に実施するにあたり、簡易公募型プロポーザル方式により、婚活事業を実施している結婚専門事業者等の民間事業者から広く企画提案を募ることにより、出会いイベントへの参加者の増加やカップリング成立率の向上等への訴求効果が高い官民連携型の事業実施を目指す。

### 3 プロポーザルの方法

「令和8年度東松島市婚活事業（出会いイベント開催）委託業務に係る簡易公募型プロポーザル募集要領」（本書）及び「令和8年度東松島市婚活事業（出会いイベント開催）委託業務仕様書」に基づき、企画提案書及び見積書等を徴し、提案された内容の仕様書との適合性、業務実績、業務内容に対する実施能力、費用等を総合的に評価した上で事業者を選定する。

### 4 業務概要

- (1) 業 務 名：令和8年度東松島市婚活事業（出会いイベント開催）委託業務（以下「本業務」という。）
- (2) 業 務 内 容：別紙「令和8年度東松島市婚活事業（出会いイベント開催）委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）」による。
- (3) 履 行 期 間：契約締結日の翌日から令和9年3月23日（火）まで  
※出会いイベント開催時期は、令和8年12月25日（金）までとする。  
※出会いイベント後フォローアップ期間は、令和9年3月15日（月）まで

とする。

(4) 委託料限度額：1,619,200円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は契約予定額を示すものではなく、事業の最大規模を示すものである。

(5) 留意事項：事業の内容は必要に応じて発注者と契約予定者の協議により決定する。

## 5 担当部署

〒981-0503 宮城県東松島市矢本字上河戸 36 番地 1

東松島市総務部市民協働課まちづくり推進係（大溜分庁舎内）

TEL (0225)82-1111（内線）3803、3809

FAX (0225)82-1391

E-mail [kyodo@city.higashimatsushima.miyagi.jp](mailto:kyodo@city.higashimatsushima.miyagi.jp)

## 6 参加資格要件

本プロポーザルへの参加を申し込む事業者（以下「参加申込事業者」という。）は、次に掲げた事項をすべて満たす者でなければならない。

- (1) プロポーザル方式により契約しようとする業務（以下「当該業務」という。）において東松島市一般競争（指名競争）入札参加資格を有している事業者（共同企業体についても同様）であること。
- (2) 東松島市建設工事有資格業者に対する指名停止等の措置要領（平成17年東松島市訓令甲第176号。以下「建設工事指名停止要領」という。）及び東松島市物品調達等に係る有資格業者に対する指名停止等の措置要領（平成17年東松島市訓令甲第177号。以下「物品調達等指名停止要領」という。）による指名停止を受けていないこと。
- (3) 当該業務への参加申込書及び企画提案書提出時において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 入札参加資格登録申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (5) 次に掲げる法律の規定により申立て等がなされていないこと。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定日以降の日を審査基準日とする建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に規定する経営に関する客観的事項の審査を受け、その結果の通知を受けた場合を除く。
  - ① 会社更生法第17条の規定による更生手続開始の申立て又は同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法施行による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て
  - ② 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て又は平成12年3月31日以前に、同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる和議事件に係る同法施行による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立て
  - ③ 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立て又は同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法施

行による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条の規定による破産申立て

④ 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成17年法律第86号）第511条に基づく特別清算の申立て

(6) 建設工事において、建設業法第28条の規定に基づく指示及び営業の停止を受けていないこと。

(7) 公告又は指名を行う日から入札執行日までの期間において、第3号の規定並びに国、都道府県及び建設工事指名停止要領及び物品調達等指名停止要領第2条第1項の規定による入札参加資格制限を受けていないこと。

(8) 東松島市契約に関する暴力団等排除措置要綱（平成20年東松島市訓令甲第50号）の別表1に該当していないこと。

(9) 結婚支援の専門的な知見を持つ民間の結婚支援事業所として、利用者の安全が十分に確保されていることを市が確認することができる事業者であること。

## 7 実施スケジュール

項目	スケジュール
公募案内の公表	令和8年6月1日（月）から6月30日（火）午後5時まで
参加申込書等受付期間	令和8年6月1日（月）から6月30日（火）午後5時まで
質問書の受付期間	令和8年6月22日（月）午前11時まで
最終質問回答日	令和8年6月26日（金）
参加資格の審査結果通知	令和8年7月6日（月）予定
参加資格者の書類(提案書)提出期間	令和8年7月9日(木)から7月17日（金）午後5時まで
プレゼンテーション開催日	令和8年7月24日（金）午後予定
参加資格者の選定結果通知	令和8年7月31日（金）予定
受注候補者との仕様の調整	事務局から連絡
受注候補者からの見積書の提出	事務局から連絡
受注候補者との契約書の締結	事務局から連絡

## 8 募集要領等の配布

募集要領等の配布期間は、令和8年6月1日（月）から6月30日（火）午後5時までとし、本市ホームページ内において配布するものとする。簡易公募型であるため、説明会は行わないものとする。

## 9 プロポーザルへの参加申込

参加申込事業者は、次に掲げる書類を以下の提出期限までに提出すること。なお、提出期間内に参加申込書等を提出しない者又は審査の結果、参加資格がないと認められた者は、本プロポーザルに参加することができない。

(1) 提出書類

① プロポーザル参加申込書（様式第1号）

② 事業者概要書（様式第2号）

③ 業務実績書（様式第3号）

- ア 官民を問わず、これまで実施した本業務と類似する代表的な業務があれば記載すること。
- イ 過去2年間で国や自治体から受注した本業務と類似する代表的な業務があれば記載すること。
- ウ 記載する業務は最大5件までとし、契約書の写し又は策定した計画書等、事業内容が分かる書類を合わせて添付すること。

④ 6 参加資格要件（9）に規定する内容を確認することができる書類

（2）参加申込書等の提出期限

令和8年6月30日（火）午後5時まで

（3）提出部数 1部（紙媒体及び電子データの提出）

（4）提出先及び提出方法 前記5の担当部署まで持参又は郵送（配達証明付きの書留郵便で提出期限必着）にて提出すること。また、提出書類の電子データ（PDF形式）を電子メールにて提出すること。

※持参の場合、市役所閉庁日及び閉庁時間は受付不可。

※郵送の場合、発送手続き後に前記5の担当部署まで電話にて連絡を行うこと。

※電子メールは添付最大容量が10MBのため、容量を超える場合は、分割して送ること。

## 10 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問は、次により実施するものとする。

（1）質問の方法

- ① 電子メール又はFAXにより質問書（様式第4号）を提出すること。
- ② 電話や他の方法による質問は一切受け付けない。
- ③ 質問書（様式第4号）に従い作成し、質問箇所及び内容をわかりやすく記載すること。
- ④ 電子メール又はFAXの送付先：前記5の担当部署宛て

（2）質問書の受付期間

令和8年6月1日（月）から令和8年6月22日（月）午前11時まで（時間厳守）とする。

（3）回答方法

質問への回答に対しては、電子メール又はFAXで行うものとする。質問に関しては、東松島市ホームページ内で公表回答する。なお、最終回答日は、令和8年6月26日（金）とする。

## 11 参加資格の確認通知

- （1）参加資格の適否審査後、プロポーザル方式参加資格確認通知書（様式第5号）を参加申込事業者あて令和8年7月6日（月）までに郵送し、審査結果について通知する。この場合において、参加資格を有すると認められなかった者については、その理由を付するものとする。
- （2）参加資格を有すると認められなかった旨の通知を受けた者は、令和8年7月16日（木）までに、書面により、参加資格を有すると認められなかった理由の説明を求めることができる

ものとする。

- (3)前号の規定による請求があったときは、理由の説明を求めた者に対し、書面を受理した日から7日以内に回答するものとする。
- (4)なお、参加資格審査結果通知後において、通知を受けた者が次のいずれかに該当するときには、本プロポーザルに参加できない。
  - ① 前記6の参加資格要件を満たさなくなったとき
  - ② 参加申込書等の提出書類に虚偽の記載をしたとき

## 1.2 企画提案書等の提出

参加資格審査を通過した参加申込事業者のみが該当し、書類等は次により提出すること。

### (1) 提出期限

令和8年7月17日（金）午後5時まで必着

### (2) 提出書類

- ① 企画提案書表紙（様式第6号）
- ② 企画提案書（任意様式）

A4版の任意様式とする。ページ数の制限はしないが、伝えたいことを簡潔に分かりやすくまとめること。また、企画提案書には次の事項を記載すること。

#### (ア) 事業者概要

事業者概要、組織体制、業務内容及び本業務と類似する業務実績の成果等について記入すること。

#### (イ) 業務実施体制

本業務に従事する人員体制について、担当する業務内容・保有資格（保有している場合のみ）及び役割を記載し、配置予定人員の氏名、経歴、業務実績等についても記載すること。なお、再委託する予定がある場合は、委託先及び再委託の業務内容を記入すること。

#### (ウ) 業務遂行に関する考え方

本業務を受注した際の業務遂行に対する全体的な考え方、姿勢など自由に記載すること。

#### (エ) 業務内容に関すること

仕様書「5業務概要」に記載する（1）～（6）の業務について項目毎に基本的な考え方や取組方針を記載するとともに、具体的な実施方法及び業務フロー等を記載すること。

#### (オ) 追加提案

仕様書に定めがない内容について、より魅力的な提案、業務の具現化、業務を効率・効果的に実施するために有効な提案等があれば提出すること。

### ③ 業務行程表（任意様式）

業務（履行）期間中における業務のスケジュールを記載する。

### ④ 見積金額及び積算内訳書（A4/任意等式）

委託料限度額（消費税含む。）以内で、提案内容に示された業務に係る経費の積算内訳（数量等を含む。）が分かるように作成すること。委託料限度額（消費税含む。）は、前記4の業務概要（4）とする。

- (3) 提出書類は、A4版での作成とし、「令和8年度東松島市婚活事業（出会いイベント開催）」

委託業務簡易公募型プロポーザル企画提案書 表紙（様式第6号）」を表紙としてフラットファイル等に綴込み、提出すること。

(4) 提出部数 1部（紙媒体及び電子データの提出）

(5) 提出先及び提出方法 前記5の担当部署まで持参又は郵送（配達証明付きの書留郵便で提出期限必着）にて提出すること。また、提出書類の電子データ（PDF形式）を電子メールにて提出すること。

※持参の場合、市役所閉庁日及び閉庁時間は受付不可。

※郵送の場合、発送手続き後に前記5の担当部署まで電話にて連絡を行うこと。

※電子メールは添付最大容量が10MBのため、容量を超える場合は、分割して送ること。

(6) その他

審査に必要と認められる場合は、市から資料の追加提出を求めることがある。

### 1.3 企画提案書の審査及び審査基準等

(1) 提案内容の評価

参加資格審査を通過した参加申込事業者（以下「提案者」という。）からの企画提案を、東松島市婚活事業（出会いイベント開催）委託業務プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）において、別表の令和8年度東松島市婚活事業（出会いイベント開催）委託業務に係る簡易公募型プロポーザル委託業者選定評価基準（以下「選定評価基準」という。）により、公平かつ客観的に評価する。また、提出書類とプレゼンテーションで評価を行うものとする。

(2) プレゼンテーション開催

① 審査内容

提出された企画提案書及びプレゼンテーションに基づき、選定評価基準により審査する。

② 開催予定日

令和8年7月24日（金）午後

\*プレゼンテーションの実施時間及び会場等の詳細については、前記5の担当部署から別途連絡する。

③ 開催場所

東松島市役所矢本庁舎

④ プレゼンテーション出席者

当該業務に関する責任者を含む2人程度とする。

⑤ プレゼンテーションの方法

プレゼンテーションの時間については、1提案者あたり15分以内とし、別途質疑応答の時間を10分以内で設ける。なお、プレゼンテーションを行うために必要なOA機器等については、市でPC、プロジェクター、スクリーンを用意するものとし、提案者は必要に応じてプレゼンテーション資料の入ったデータをUSBの形式で持参するものとする。ただし、当該準備に要する時間は、プレゼンテーションの時間に含まないものとする。

(3) その他

提案者は、提出書類の内容について本市から質問を受けた場合は、その都度指定する期日

までに回答すること。また、質問事項の送付及び回答は、電子メール又はFAXで行うものとする。

#### 1.4 受注候補者の決定

本プロポーザルの受注候補者は、次により決定する。

- (1) 委員会において、得点上位の提案者から順位付けをし、第1位の者を受注候補者とする。  
なお、同点の場合は委員の多数決により受注候補者とする。
- (2) 選定結果については、自己の結果のみを各提案者に書面で令和8年7月31日(金)に通知する。受注候補者に選定された事業者に対し、プロポーザル方式選定結果通知書(様式第7号)、選定されなかった事業者(以下、「非選定事業者」という。)に対し、プロポーザル方式非選定結果通知書(様式第8号)により通知する。
- (3) 非選定事業者は、非選定となった理由の説明を求めることができる。なお、当該要求は、令和8年8月10日(月)までに書面(任意様式)をもって行わなければならない。
- (4) 前号の要求を受けた場合に限り、その非選定事業者についてのみ非選定理由を書面(任意様式)で交付するものとする。
- (5) その他における審査内容及び選定結果に対する問合せには、応じないものとする。また、審査結果に対する異議申立ても受け付けないものとする。
- (6) 本審査手順に記載のない事象が発生した場合は、委員会委員の協議を経て委員会委員長が決する。

#### 1.5 プロポーザルの瑕疵

参加申込事業者の手續及び提出書類に瑕疵があることが判明した場合には、委員会で審査を行い、瑕疵が重大又は悪質であり、公平性、公正性を著しく損なうおそれがあると認められた場合は、プロポーザルに係る決定事項を取り消すことができる。

#### 1.6 次順位者との交渉

市長は、受注候補者が委託契約を履行できない何らかの事由が発生した場合、プロポーザルにおいて次順位以下となった提案者のうち、順位が上位であった者から当該業務委託について交渉を行うことができる。

#### 1.7 契約に関する事項

当該業務の契約については、次により行う。

- (1) 委員会において決定された受注候補者を優先交渉権者とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を行うため、優先交渉権者から再度見積書を徴収し、予定価格の範囲内において契約締結する。また、特別な理由により受注候補者と契約締結ができない場合は、他の提案者のうち順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した提案者を本市は受注者とする。
- (2) 契約書の作成  
本市と受注者で協議した上で契約書を作成する。
- (3) 支払い条件

- ① 完成払いとし、前払いは行わない。
- ② 支払方法は、本市と受託者との協議の上、契約書で定める。
- ③ 支払いは、契約書に基づいて本市から支払う。
- (4) 成果物及び構成素材に関わる知的財産権の取扱い  
成果物及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉、処理は、受注者が納品前に行うこととし、その経費は委託費に含む。なお、本業務に関する著作権（制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）、その他の権利は東松島市に帰属する。
- (5) その他契約に関する事項  
契約時における仕様は、別紙の仕様書に記載されている事項を基本とするが、本市と受注者との協議により、必要に応じて追加、変更又は削除を行うことができるものとする。

## 1 8 参加資格等の取消し

次のいずれかに該当する場合は失格又は提出書類を無効とし、参加申込事業者及び受注候補者の決定を取り消すものとする。

- (1) 提出書類を期日まで提出しない場合
- (2) 前記6の参加資格要件を満たしていないと判断される場合
- (3) 見積額が提案上限額を超えている場合
- (4) プレゼンテーション審査に理由なく欠席した場合
- (5) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (6) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、委員会の委員長が失格であると認めた場合

## 1 9 その他の留意事項

- (1) プロポーザルに参加する費用等は、すべて参加申込事業者の負担とする。
- (2) 参加申込事業者は1つの提案しか行うことができない。
- (3) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に基づくものとする。
- (4) 企画提案書の提出後（提出期間内を除く。）において、原則として企画提案書に記載されたいかなる内容の変更等も認めない。ただし、やむを得ない理由により修正又は変更が生じた場合で、東松島市が承諾したものについてはこの限りでない。
- (5) 本プロポーザルの参加又は企画提案の提出を途中辞退する場合は、前記5の担当部署宛てに、「プロポーザル方式参加辞退届（様式第9号）」を提出すること。
- (6) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、東松島市物品調達等に係る有資格業者に対する指名停止等の措置要領に基づき指名停止措置等を行うことがある。
- (7) 提出書類の著作権等の取扱いについては、提出書類に含まれる著作物の著作権は提案者に帰属する。ただし、本市が当該業務のプロポーザルに関する報告等のために必要な場合は、参加申込事業者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (8) 提案内容を適切に反映した仕様書の作成のため、業務の具体的な実施方針について、資料の提出を求めることがある。
- (9) 提出書類の取扱いは、次のとおりとする。

- ① 提出された書類は一切返却しない。
  - ② 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、東松島市情報公開条例（平成17年東松島市条例第8号）の基づき、提出書類を公開することがある。
- (10) 受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を履行するうえで、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。

別表

令和8年度東松島市婚活事業（出会いイベント開催）委託業務に係る簡易公募型プロポーザル  
委託業者選定評価基準

1 評価点

東松島市婚活事業（出会いイベント開催）委託業務プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）は、表1の区分ごとの各評価項目について、参加資格者の提案書、ヒアリング、プレゼンテーションの内容を基に審査し、表2のランクを決定する。

表1の区分ごとの各評価項目の配点に、表2のランクごとの評価係数を乗じて各評価項目の得点を算出し、それを合計したものに表3の区分ごとに算出した価格点を加えたものを参加事業者の評価点（満点は120点）とする。

表1

区分	評価項目	配点
① 実績・体制	本業務の目的に類似したイベント等の事業実績があり、良好な運営を期待できるか。また、適切かつ確実に業務を遂行できる体制が組まれているか。	10点
	第三者機関の認証（JLCA、IMS）等を受けている結婚支援専門事業所であるか。もしくは、第三者機関の認証（JLCA、IMS）等を受けている結婚支援専門事業所との連携があるか。	10点
	情報保護等における対応がなされているか。	10点
② 業務遂行に対する考え方・理解度	本業務の目的や実施条件、業務内容、業務スケジュール等の理解があるか。また、仕様内容等に沿った提案であるか。	10点
③ 業務内容に対する実現性	行程・提案内容に無理がなく、参加者が集まりやすい手法となっているか。また、積算内容に妥当性が認められるか。	10点
④ 業務内容への提案力	出会いイベントによるカップリング成立率の向上や出会いイベント終了後における交際継続・成婚へ繋げるための創意工夫がなされているか。	20点
	出会いイベント参加に繋がる効果的な情報発信の手法となっているか。また、訴求効果が期待できる魅力的な提案となっているか。	20点
	本市の魅力を体験、発見できる工夫や取り組みがなされているか。移住定住の促進等や観光交流人口の拡大に向けた工夫や取り組みとなっているか。	10点
	仕様書にない効果的な提案（独創性）がなされているか。	10点
合計		110点

表 2

ランク	評価	評価係数
A	特に優秀である/高度な能力を有している/十分な実績がある	1.0
B	優れている/十分な能力を有している/実績がある	0.8
C	平均的・普通である/平均的な能力である	0.5
D	物足りない/若干劣る能力である	0.3
E	記載なし/実績なし	0.0

表 3

区分	価格点
最低価格提示者	10点
最低価格提示者以外の者	最低価格提示額/当該業者の見積額×配点（10点） ※小数点以下切捨て

## 2 評価

- (1) 評価点が高い順に第1位の者を最優秀提案者に、第2位の者を次点の者に選定する。  
第1位、第2位の者が複数あったときは、委員会の各委員（委員長を含む。）による投票で上位者を決定する。なお、投票により決しないときは、委員長がこれを決す。
- (2) 評価点合計平均（満点120点）が70%に満たない提案者は、失格とする。

東松島市長 様

申請者住所  
電話番号  
商号又は名称  
代表者

印

プロポーザル参加申込書

令和 年 月 日付で公告のありました下記業務に係るプロポーザルに参加したいので、関係書類を添えて申し込みます。

なお、本申込書及び添付の書類の内容について、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 業務名 令和8年度東松島市婚活事業（出会いイベント開催）委託業務
- 2 履行場所 東松島市内
- 3 添付書類（各1部提出）
  - (1) 事業者概要書（様式第2号）
  - (2) 業務実績書（様式第3号）
- 4 連絡先
  - 住 所
  - 商号又は名称
  - 所属部署等
  - 担当者氏名
  - 電話番号等 電話
  - FAX
  - E-mail

## 事業者概要書

商号又は名称			
所在地			
代表者		創 立 年	
資 本 金	千円	従 業 員 数	
支店等の拠点			
そ の 他			

※会社のパンフレット等、会社の概要がわかるものがあれば1部添付してください。

業 務 実 績 書

①	契約件名			
	業務概要			
	発注者		履行場所	
	契約金額	円		
	履行期間	年 月 日 ~ 年 月 日		

②	契約件名			
	業務概要			
	発注者		履行場所	
	契約金額	円		
	履行期間	年 月 日 ~ 年 月 日		

③	契約件名			
	業務概要			
	発注者		履行場所	
	契約金額	円		
	履行期間	年 月 日 ~ 年 月 日		

※業務契約書写し又は策定した計画書等提出願います。

質 問 書

令和 年 月 日

東松島市長 様

住 所  
商号又は名称  
所属部署等  
担当者氏名  
電話  
E-mail

業務名 令和8年度東松島市婚活事業（出会いイベント開催）委託業務	
質問事項	回答

プロポーザル方式参加資格確認通知書

令和 年 月 日

申請者住所  
商号又は名称  
代表者氏名

東松島市長



先に申し込みのありました下記業務に係る参加資格の確認結果については、下記のとおりとなったので、通知します。

記

業務名	令和8年度東松島市婚活事業（出会いイベント開催）委託業務
参加資格者としての確認結果及びその理由	参加資格あり・参加資格なし 参加資格がないと認めた理由

令和8年度東松島市婚活事業  
(出会いイベント開催) 委託業務  
簡易公募型プロポーザル

企 画 提 案 書

申請者住所

商号又は名称

代表者氏名

⑩ \_\_\_\_\_

提出日 令和 年 月 日 ( ) \_\_\_\_\_

様式第7号

プロポーザル方式選定結果通知書

令和 年 月 日

申請者住所  
商号又は名称  
代表者氏名

東松島市長



この度、本市が実施した令和8年度東松島市婚活事業（出会いイベント開催）委託業務に係る簡易公募型プロポーザルにおいて、提案書等を厳正に審査した結果、貴社を受注候補者として決定いたします。  
なお、今後の予定については、後日改めて連絡します。

プロポーザル方式非選定結果通知書

令和 年 月 日

申請者住所  
商号又は名称  
代表者氏名

東松島市長



この度、本市が実施した令和8年度東松島市婚活事業（出会いイベント開催）委託業務に係る簡易公募型プロポーザルにおいて、提案書等を厳正に審査した結果、下記の事業者を受注候補者として選定しましたので通知しますとともに、プロポーザルへ参加頂きましたことに厚く御礼申し上げます。

記

1 受注候補者と決定された事業者

2 非選定理由の説明

非選定理由の説明を希望する場合は、令和8年度東松島市婚活事業（出会いイベント開催）委託業務募集要領に定める方法で手続きを行うこと。

3 説明要求の手続き期限

令和 年 月 日

令和 年 月 日

東松島市長 様

申請者住所  
電話番号  
商号又は名称  
代表者

㊟

プロポーザル方式参加辞退届

令和 年 月 日付で申し込みました下記業務に係るプロポーザルへの参加を辞退したいので、届け出ます。

なお、貸与された資料がある場合には、速やかに所定の方法により貴市に返還いたします。

記

1 業務名 令和8年度東松島市婚活事業（出会いイベント開催）委託業務

2 連絡先

住 所  
商号又は名称  
所属部署等  
担当者氏名  
電話  
FAX  
E-mail

## 審査委員会

東松島市婚活事業（出会いイベント開催）委託業務プロポーザル審査委員会設置要領

令和8年4月9日

東松島市訓令乙第4号

（設置）

第1条 東松島市婚活事業（出会いイベント開催）委託業務を実施するに当たって、その業務契約の相手方を選定するための簡易公募型プロポーザル方式による契約の相手方の候補者の決定を厳正かつ公正に行うため、東松島市婚活事業（出会いイベント開催）委託業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 審査委員会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 実施要領に関すること。
- (2) 事業者選定に関すること。
- (3) 企画提案書等の審査及び候補者の決定に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 審査委員会の委員は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 総務部長
- (2) 企画部企画政策課長補佐
- (3) 企画部デジタル推進室長補佐
- (4) 保健福祉部子育て支援課長補佐（子育て支援センター所長）
- (5) 産業部商工観光課長補佐

2 審査委員会に委員長を置き、総務部長が委員長となる。

（委員長の職務等）

第4条 委員長は、審査委員会を代表し、審査委員会の事務を総理する。

2 委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 審査委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員長及び委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

（意見の聴取）

第6条 審査委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者に資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第7条 審査委員会の庶務は、総務部市民協働課において処理する。

（その他）

第8条 この訓令に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。